

卒業見込証明書発行基準

卒業見込証明書の発行基準は下記による。

- ・ 4年次に在学し、以下の条件を満たした者について発行される。

【2012年度以降入学者に適用】

学 部 ・ 学 科		卒業見込証明書発行基準
法学部	法律学科 自治行政学科	(1) (4月1日現在) 学則所定の「卒業要件単位数」の3/4以上を修得した者 (2) (10月1日現在) 学則所定の「卒業要件単位数」の7/8以上を修得した者 (ただし、4月1日現在で3/4の条件を満たした者を除く) ※国際経営学科で上記(1)および(2)の要件に満たない者については、別に定める「取扱い」により、特別に経営学部長の許可を得た場合に、発行を認めることとする。
経済学部	経済学科 現代ビジネス学科	
経営学部	国際経営学科 ※	
外国語学部	英語英文学科 スペイン語学科 中国語学科 国際文化交流学科	
人間科学部	人間科学科	
理学部	数理・物理学科 情報科学科 化学科 生物科学科	「卒業研究履修資格」を満たした者 総合理学プログラムから各学科に所属された者は「総合理学研究履修資格」を満たした者
工学部	機械工学科 電気電子情報工学科 物質生命化学科 情報システム創成学科 経営工学科	「4年次への進級要件」を満たした者
	建築学科	「卒業研究履修資格」を満たした者 (2014年度以降入学者から「4年次への進級要件」を満たした者)
	総合工学プログラム	「総合工学研究(卒業研究)履修資格」を満たした者 (2016年度以降入学者から「4年次への進級要件」を満たした者)

【2006年度から2011年度入学者に適用】

学 部 ・ 学 科		卒業見込証明書発行基準
法学部	法律学科 自治行政学科	(1) (4月1日現在) 学則所定の「卒業要件単位数」の3/4以上を修得した者 (2) (10月1日現在) 学則所定の「卒業要件単位数」の7/8以上を修得した者 (ただし、4月1日現在で3/4の条件を満たした者を除く) ※国際経営学科で上記(1)および(2)の要件に満たない者については、別に定める「取扱い」により、特別に経営学部長の許可を得た場合に、発行を認めることとする。
経済学部	経済学科 現代ビジネス学科	
経営学部	国際経営学科 ※	
外国語学部	英語英文学科 スペイン語学科 中国語学科 国際文化交流学科	
人間科学部	人間科学科	
理学部	情報科学科 化学科 生物科学科	「卒業研究履修資格」を満たした者 総合理学プログラムから各学科に所属された者は「総合理学研究履修資格」を満たした者
工学部	機械工学科 電子情報フロンティア学科 物質生命化学科 情報システム創成学科	「4年次への進級要件」を満たした者
	建築学科	「卒業研究履修資格」を満たした者